

**改正**

平成28年8月9日告示第148号

平成29年3月28日告示第55号

平成29年7月10日告示第129号

令和3年4月1日告示第111号

令和6年1月5日告示第5号

下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市への移住を促進し人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、県内外からの移住定住を目的とした住宅の新築、中古住宅の購入又は住宅を改修した経費に対して、予算の範囲内で下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた一戸建ての建物をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (2) 中古住宅 建築後1年以上経過した住宅で、過去に居住の用に供したことのある住宅をいう。
- (3) 新築 自己の居住の目的で本市の区域内に住宅を新たに建築又は増築することをいう。
- (4) 購入 自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅を購入することをいう。
- (5) 改修 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、本市の区域内に存する住宅の一部を修繕、補修、模様替え及び取替え等を行うことをいう。
- (6) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持し、若しくは住宅の取得又は賃借に係る経費を負担する者

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の新築若

しくは改修（賃貸住宅を含む。）に係る工事請負契約又は中古住宅の購入に係る不動産売買契約を締結（以下「契約締結」という。）した世帯責任者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、移転補償、損害賠償等を受け住宅を新築又は購入した者を除く。

(1) 市外から定住の意思をもって本市に転入し、市民（市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録票に登録された者をいう。）となった者で、転入日の3年前の日の翌日から転入日の前日までの間に市民でなかった者

(2) 住宅を新築若しくは購入し入居する者又は民間の住宅（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮を除く。）を賃借し入居した者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に転入前1年以内又は転入後3年以内に契約締結した者

イ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）による研修課程を修了した新規就農者で、転入した日から起算して4年以内に契約締結した者

ウ 下呂市地域おこし協力隊で、その任期中及び任期が終了した日から起算して2年以内に契約締結した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(5) 市内に引き続き5年以上生活の本拠として居住することが確実であり、このことについて誓約した者

(6) 世帯員全員に市税（転入前の居住地における市区町村税を含む。）の滞納がない者

(7) 過去にこの補助金の適用を受けていない者。ただし、別表第1に掲げる中古住宅改修費補助金を受けた者が、市内に住宅を新築又は購入する場合は、住宅新築等補助金及び中古住宅購入費等補助金の対象とすることができる。

（補助金の種類等）

**第4条** 補助金の種類、交付要件及び補助金額等は別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得した日又は改修が完了した日から起算して1年以内に下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

**第6条** 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調

査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第7条** 補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の返還等）

**第8条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過する前に市外へ転出したとき。
- （2） 補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過する前に新築又は購入した住宅を売却又は譲渡したとき。
- （3） 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還が相当と認めたとき。

- 2 前項第1号又は第2号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（その他）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月9日告示第148号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月10日告示第129号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年7月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の第3条の規定によって要件を満たした補助対象者は、改正後の第3条の規定によって要件を満たした補助対象者とみなす。

**附 則**（令和3年4月1日告示第111号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年1月5日告示第5号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付要綱は、令和6年4月1日以後に工事請負契約又は不動産売買契約の締結をした者から適用し、同日前までに契約の締結をした者については、なお従前の例による。

**別表第1**（第3条、第4条関係）

補助金の種類	補助金交付要件	補助対象経費	補助率及び限度額
住宅新築等補助金	住宅の新築又は購入を行うこと （住宅の新築にあつては、市内に本店若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主と工事請負契約を締結して施工するものに限る。）。	住宅の新築又は住宅の購入に要する経費（土地の購入費等に要する経費を除く。）。	補助率 10分の1 限度額 100万円
中古住宅購入費補助金	中古住宅の購入を行うこと。	中古住宅の購入に要する経費（土地の購入費等に要する経費を除く。）。	補助率 5分の1 限度額 50万円
中古住宅改修費補助金	自己が居住する中古住宅の改修を行うこと（市内に本店若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主と工事請負契約を締結して施工するものに限る。）。	中古住宅の改修に要する経費（20万円を超えるものに限る。）。	補助率 2分の1 限度額 30万円

備考

- 1 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。
- 2 中古住宅改修費補助金において、改修を行う住宅が店舗等との併用住宅である場合は、居住する部分に要する経費のみを補助対象経費とする。
- 3 他の補助金を受ける又は受けた場合にあつては、当該補助金と重複計上となる費用は、補助対象経費としない。

**別表第2（第5条関係）**

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅新築等補助金及び中古住宅購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表（外国人にあつては必要なし。）</li> <li>3 土地の登記事項証明書（借地の場合は必要なし。）</li> <li>4 住宅の登記事項証明書</li> <li>5 土地購入契約書の写し（借地の場合は、土地賃貸契約書の写し。）</li> <li>6 工事請負契約書又は売買契約書の写し</li> <li>7 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類</li> <li>8 住宅の平面図及び位置図</li> <li>9 住宅の全景写真（2枚程度）</li> <li>10 定住に関する誓約書（様式第5号）</li> <li>11 市区町村民税の納税証明書</li> <li>12 その他市長が必要と認めるもの</li> </ol>
中古住宅改修費補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表（外国人にあつては必要なし。）</li> <li>3 工事請負契約書又は工事請負に係る見積書の写し</li> <li>4 工事請負代金の支払いが確認できる書類</li> <li>5 改修を行った箇所を明示した図面</li> <li>6 改修を行った箇所の現況写真（施工前及び施工後の状態が分かるものを2枚程度）</li> <li>7 定住に関する誓約書（様式第5号）</li> <li>8 市区町村民税納税証明書</li> <li>9 貸主が改修に同意したことを確認できる書類（賃貸の場合のみ）</li> </ol>

10	その他市長が必要と認めるもの
----	----------------